# リニューアブル・ジャパン株式会社定款

## 第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、リニューアブル・ジャパン株式会社と称し、英文では、Renewable Japan Co.,Ltd.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

(1)　再生可能エネルギーによる発電を含む発電事業全般
(2)　再生可能エネルギー事業を対象とするファンドの組成、運用、管理
(3)　再生可能エネルギー事業の証券化業務
(4)　再生可能エネルギー事業のコンサルティング
(5)　小売電気事業全般
(6)　小売電気事業のコンサルティング
(7)　再生可能エネルギー関連機器材、部品の輸出、輸入及び販売
(8)　第二種金融商品取引業
(9)　投資助言・代理業
(10)　投資運用業
(11)　適格投資家向け投資運用業
(12)　適格機関投資家等特例業務
(13)　匿名組合財産の運用及び管理
(14)　匿名組合出資持分等の集団投資スキーム持分に関し出資された金銭の分別管理
(15)　下記物品並びにその部品若しくは付属品の輸出入、製造、販売、賃貸及びその代理・仲介・斡旋
　①　原動機、輸送用機械、建設機械、荷役機械
　②　無線通信機械、コンピューター機器、公害防止機械、発電機、精密機械器具
　③　機械工具、電子機器
(16)　不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
(17)　不動産特定共同事業
(18)　土木・建築工事の設計、施工および請負

(19) 電気工事業
(20) 損害保険代理店業務
(21) 農地の賃貸、仲介、管理及び利用
(22) 農畜産物の生産、加工、販売、貯蔵、運搬
(23) 農畜産物の生産に関する作業の受託、コンサルティング
(24) 農畜産物生産に必要な物品の輸出入、製造、販売、賃貸、仲介、所有・管理及び利用
(25) 貸農園、農業体験農園、農園休憩宿泊施設、飲食業の経営
(26) 地方活性化に関する支援業務全般の実施及びその代理・仲介・斡旋
(27) 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査役
(3) 監査役会
(4) 会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１００，０００，０００株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)　会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
(2)　会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）
第 10 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第３章　株主総会

（株主総会の招集）
第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎年３月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。
（定時株主総会の基準日）
第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 13 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第14条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第15条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第16条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## 第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第18条　当会社の取締役は、12名以内とする。

（選任方法）

第19条　取締役は、株主総会において選任する。

2　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 21 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）
第 24 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
2　当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）
第 25 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 26 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 27 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（取締役との責任限定契約）

第 29 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第 30 条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第 31 条　監査役は、株主総会において、選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 32 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）
第 33 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）
第 34 条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）
第 35 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）
第 36 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）
第 37 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）
第 38 条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（監査役との責任限定契約）
第 40 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第６章　会計監査人

（選任方法）
第 41 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）
第 42 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

## 第７章　計算

（事業年度）
第 43 条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年１２月 31 日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第 44 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）
第 45 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2　当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

3　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第 46 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 第８章　附則

（法令の準拠）

第 47 条　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

第 48 条　定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年（令和４年） ９月１日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3　本条の規定は、施行日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後、自動的に削除されるものとする。

平成 24 年１月 10 日作成
平成 24 年４月 19 日変更
平成 25 年８月　１日変更
平成 26 年８月 27 日変更
平成 27 年６月 29 日変更
平成 27 年７月 31 日変更
平成 27 年 12 月 22 日変更
平成 28 年 12 月 12 日変更
平成 29 年８月 10 日変更
平成 29 年 12 月８日変更
平成 30 年３月 29 日変更
平成 30 年９月 10 日変更
平成 31 年３月 29 日変更
令和２年９月 23 日変更
令和３年９月９日変更
令和４年３月 31 日変更